

最高裁秘書第1811号

令和8年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

2月26日付け（3月3日受付、第070384号）で申出があり、5月27日付けで補正がなされた司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和8年度予算案関係資料要求（裁判所関係）（令和8年1月頃の参議院法務委員会調査室の依頼）に基づいて参議院法務委員会調査室に提供した文書

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）